

広島県国民健康保険医療費適正化業務公募型プロポーザル審査要領

1 目的

広島県国民健康保険医療費適正化業務公募型プロポーザル選定委員会設置要綱第2条の規定に基づき、提案事業者のプロポーザルの内容を次の方法により審査し、最優秀提案者を決定する。

2 審査方法

提案書の内容を基に、各委員が評価基準に基づいて評価項目ごとに評価を行い、合計点が最も高いものを最優秀提案者として決定する。

なお、審査は、公募型プロポーザルを実施する広島県国民健康保険医療費適正化業務の内容に応じて、プレゼンテーション及びヒアリングを行う場合がある。その場合、審査時間等は、別に定めるものとする。

- (1) 評価項目は、公募型プロポーザルを実施する広島県国民健康保険医療費適正化業務ごとに、別に定めるものとする。
- (2) 評価は、評価項目ごとに、次表の指標に基づき5段階の絶対評価を行う。

指標	点数
優れている	4
やや優れている	3
標準（普通）	2
やや劣っている	1
劣っている	0

- (3) 合計点が同点により、最も高いものが複数ある場合は、全委員の多数決により第1順位を決定する。
- (4) 最低基準点を評価基準に基づく評価値（各評価項目の得点の合計点をいう。）の100分の60以上とし、これに満たない場合は失格とする。
- (5) 提案事業者が一者である場合も同様に評価を行う。

附 則

この要領は、令和5年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月25日から施行する。